

(案)

学校給食を中心とした食物アレルギー対
応に関する基本方針及び具体的な取組

平成27年6月●●日
佐世保市教育委員会

目次

はじめに 1

1 方針策定の背景と趣旨 1

2 方針の位置付け 2

基本方針及び具体的な取組 3

3 基本方針 3

4 方針に基づく具体的な取組 5

その他（参考資料） 6

佐世保市学校保健会に対する
教育委員会の諮詢 6

佐世保市学校保健会
答申文 7

佐世保市学校保健会
アレルギー研究部会部員名簿 9

佐世保市学校保健会
アレルギー研究部会規約 10

はじめに

1. 方針策定の背景と趣旨

佐世保市立小・中学校における学校給食は、平成21年6月に策定した『佐世保市立学校給食実施方針』で以下に記載する4つの基本方針を定め、それに基づき実施しています。

〈学校給食基本方針〉

- 1 佐世保市立小・中学校において学校給食を食育の生きた教材として活用します。
- 2 安全・安心で、食育の実践ができる給食調理施設の整備を進めます。
- 3 学校給食を継続して実施していくために、運営の効率化に努めます。
- 4 学校給食の充実と諸課題への対応を図ります。

この方針に基づき、平成25年9月から、佐世保市立の全ての小・中学校における完全給食を開始するとともに、学校給食を活用した食育指導の充実を目指しています。

基本方針の4つ目に示す「諸課題」の中でも、食物アレルギーへの対応が大きな課題であるため、平成24年度に「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」の改訂を行い、安全安心な教育環境の確保に努めてきましたところです。

しかしながら、平成24年12月に食物アレルギーを有する児童が、学校給食終了後にアナフィラキシーショックの疑いで亡くなるという痛ましい事故発生を受け、食物アレルギー対応をより一層充実させる必要が高まり、国の状況も大きく変化してきました。

《主な国の動き》

- 平成26年3月 「今後の学校給食における食物アレルギー対応について(通知)」
～ 文部科学省からの通知
- 平成26年6月 「アレルギー疾患対策基本法」制定

佐世保市教育委員会では、このような国の動きを踏まえ、また、調布市の学校給食による死亡事故検証結果の研究等も行った結果、特に学校給食において、安全安心な環境を提供するうえでも、新たな方針策定が必要であるとの結論に達し、平成26年度において、以下の取組を行いました。

- ① 佐世保市学校保健会（三師会、学校関係者、PTAにより構成される組織）内に「アレルギー研究部会」を立ち上げていただき、特に学校給食における食物アレルギー対応に関する諮詢を行った。

② アレルギー研究部会には、栄養教諭や佐世保市消防局、佐世保市保健所の関係者等、佐世保市学校保健会を構成する以外の団体にも参加していただき、様々な議論を行った。

この論議を受け、本方針及び具体的な取組を策定することにしたものです。(諮問、答申等は、

P 6 以降に掲載)

2. 方針の位置付け

学校生活において配慮を要するアレルギーは、学校給食の食物アレルギーだけではありません。しかしながら、特に大きなリスクがある学校給食における食物アレルギー対応の方針を定めることは、児童・生徒に安全安心な環境を提供するうえでも喫緊の課題となります。

そのようなことから、方針の名称を「学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針」とし、その方針に基づく具体的な取組を記載していくこととします。

その取組のうち、特に、学校給食における具体的な取り組み方を「学校給食における食物アレルギーマニュアル」に示していくこととします。

なお、本方針が網羅する範囲は、佐世保市立小・中学校となります。

基本方針及び具体的な取組

3. 基本方針

平成20年3月に、すべての児童生徒が安心して学校生活を送ることのできる環境づくりをめざし、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(日本学校保健会)（以下、ガイドラインという。）が作成されました。

このガイドラインは、学校におけるアレルギー疾患対応の3つの柱で構成されています。

① アレルギー疾患の理解と正確な情報の把握・共有

- ・「ガイドライン」、特に「学校生活管理指導表（医師の診断）」活用の徹底

② 日常の取組と事故予防

- ・学校生活管理指導表の「学校生活上の留意点」を踏まえた日常の取組
- ・組織対応による事故予防

③ 緊急時の対応

- ・研修会・訓練等の実施、体制の整備

なお、平成26年3月の文部科学省の通知において、『学校給食における食物アレルギー対応においては、ガイドラインや学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づく対応が重要である』こととされており、かつ、学校における対応として、『学校での管理を求めるアレルギーの児童生徒に対しては、ガイドラインに基づき、学校生活管理指導表の提出を必須にするという前提のもと、管理職を中心に、校内の施設整備や人員配置を踏まえ、具体的なアレルギーの方針を定めること』とされています。

また、平成27年3月に、文部科学省は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、学校設置者が具体的な方針やマニュアル等を作成する際の指針となるよう「学校給食における食物アレルギー対応指針」を作成しました。

これらを参照し、佐世保市教育委員会では、次ページに示す「学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針」を定めました。

学校給食を中心とした食物アレルギーに関する基本方針

すべての児童生徒が安全安心な学校生活を送ることのできる環境をつくるため、佐世保市立小・中学校における学校給食を中心とした食物アレルギー対応の基本は、日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」とします。

これにより、保護者に対して、学校生活における食物アレルギーに関する配慮の求めがある場合、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」を提出していただくこととします。

なお、特に学校給食における食物アレルギーの対応については、文部科学省作成の「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参照しながら、佐世保市のマニュアルを改訂し、そのマニュアルに基づき対応することとします。

4. 方針に基づく具体的な取組

3に示した基本方針を確実に実行するため、具体的な取組について、4つの柱と12の取組を行います。

《柱1》 予防体制の確立

- ① すべての学校で食物アレルギー対応委員会を設置します。
- ② 学校内での役割を明確にします。
- ③ 緊急時に備え、全ての教職員が緊急時に備え、情報を共有できる体制を構築します。
- ④ 学校給食においては、安全性確保のため、原因食物の完全除去（提供するかしないか）を原則とします。
- ⑤ 学校給食においては、学校及び給食センターの施設設備、人員等を鑑み無理な（過度に複雑な）対応は行いません。

《柱2》 緊急体制の確立

- ① 標準的な緊急マニュアルを各学校に例示したうえで、各学校における緊急時マニュアルを改訂します。
- ② 緊急時の教職員の役割分担を明確化します。
- ③ 教育委員会は、各学校において、継続的な緊急時対応の研修（エピペンやAEDの取扱いなど）ができる仕組みを構築します。

《柱3》 関係機関との連携強化

- ① 教育関係者のみならず、幅広い関係者（消防関係者や保健所等）が共通認識をもって食物アレルギー対応にあたることが重要であるため、定期的な意見交換を行います。
- ② 学校給食においては、食材の購入段階からの安全安心な仕組みを確立することが必要であるため、副食材の主な調達先である佐世保市学校給食会との意見交換を行います。

《柱4》 学校給食施設における改修の必要性の検討

- ① 学校給食施設における中長期的な改修計画の策定を行います。
- ② 改修計画を策定にあたっては、市立学校における給食のあり方を検討する目的で設置した「佐世保市立学校給食検討委員会」をはじめとした関係者の意見を幅広く聞きながら進めていくこととします。

26教保第475号
平成26年10月23日

佐世保市学校保健会
会長 久保 次郎 様

佐世保市教育委員会
委員長 久田和之

佐世保市立学校給食におけるアレルギー対応の基本方針について（諮問）

佐世保市教育委員会では、食育の更なる推進のため、安全・安心でおいしい給食を提供できる環境づくりとして「佐世保市立学校給食におけるアレルギー対応の基本方針」を策定することとしております。

つきましては、下記について、貴会の意見を求めます。

記

(1) 佐世保市立学校給食におけるアレルギー対応の基本方針について

(2) 方針に基づき具体的に取り組むべき柱の策定について

以上
(学校保健課)

平成27年 3月30日

佐世保市教育委員会 様

佐世保市学校保健会

アレルギー研究部会

部長 久保克則

平成26年10月23日付26教保第475号で諮問がありました佐世保市立学校給食におけるアレルギー対応の基本方針の策定について、当部会で慎重に審議した結果、その内容について、別紙「学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針（案）」のとおりまとめましたので提案いたします。

学校給食等における食物アレルギー対応は、アレルギーのある児童生徒の増加に伴い、学校における重要課題の一つといえます。

また、平成24年12月に東京都調布市で痛ましい事故が発生しました。

このような事故を生じさせないためにも、今回提案する「基本方針」及び「方針に基づく具体的な取組」の着実な推進が図られるよう要望します。

なお、特に、以下の点に留意して、今後の取組推進にあたられるよう付言いたします。

記

- 1 教育関係者のみならず、医療関係者、消防機関等の幅広い関係者が共通認識を持って食物アレルギー対応に当たることが重要であるため、幅広い関係者の意見交換の場の設定に関し、引き続き意を用いること。
- 2 学校生活において配慮を求める保護者に対して、生活管理指導表の提出を原則とすることから、経済的理由等により提出が困難な家庭にも配慮した施策の構築を図ること。
- 3 食物アレルギー対応の中心となる学校給食に関しては、現在、平成24年10月に佐世保市教育委員会が作成した「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」に基づく運用をなされているが、当該マニュアルに関し、必要な改訂を行うこと。
なお、改訂に際しては、平成27年3月に文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考しながら、安全性を最優先とする考えのもとでの改訂を行うこと。

学校給食を中心とした食物アレルギー対応に関する基本方針(案)

佐世保市立学校における学校給食を中心とした食物アレルギー対応について、以下の方針を定める。

基本方針

佐世保市における学校給食を中心とした食物アレルギー対応の基本は、「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(財)日本学校保健会発行 文部科学省監修とする。

【取組内容】

- ・保護者は、学校において配慮を求める場合、生活管理指導表を提出する。
- ・「学校給食における食物アレルギー対応マニュアル」(H24.10改訂)について、平成27年3月に文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」を参考としながら、安全性を最優先とした改訂を行う。

方針に基づく具体的な取組

① 予防体制を確立する

【取組内容】

- ・全ての学校で「食物アレルギー対応委員会」を設置する。
- ・学校内の役割を明確化する。(標準的な役割分担を例示する)
- ・全ての教職員が緊急時に備え、情報を共有できる体制をつくる。

② 緊急体制を確立する

【取組内容】

- ・標準的な緊急時対応マニュアルを例示した上で、各学校における緊急時マニュアルを改訂する。
- ・緊急時の教職員の役割分担を明確化(標準的な役割分担を例示)する。
- ・教育委員会は、各学校において、継続的な緊急時対応の研修(エピペンやAEDの取扱いなど)ができる仕組みの構築を検討する。

③ 関係機関との連携を強化する

【取組内容】

- ・教育関係者のみならず、幅広い関係者が共通認識を持って食物アレルギー対応に当たるため、定期的な意見交換を行う。

④ (中長期的な対応)ハード面での中長期的な改修必要性の検討を行う。

【取組内容】

- ・中長期的な改修計画の策定を行う。
- ・検討にあたり、市立学校における給食のあり方を検討する目的で設置された「佐世保市立学校給食検討委員会」をはじめとした関係者の意見を幅広く聞きながら進めることとする。

アレルギー研究部会 部員名簿

No	区分	所属団体	氏名	備考
1	医療専門家	佐世保市医師会	楠本 隆	保健センター所長
2	医療専門家	佐世保市医師会	合田 裕治	佐世保共済病院 小児科医長
3	医療専門家	佐世保市歯科医師会	松添 裕之	歯科医師会理事
4	医療専門家	佐世保市薬剤師会	立石 徹	薬剤師会理事
5	学校教育関係者	佐世保市小学校長会	久保 克則	吉井南小学校長
6	学校教育関係者	佐世保市小学校長会	松永 幸一郎	木風小学校長
7	学校教育関係者	佐世保市中学校長会	横尾 勉	崎辺中学校長
8	学校教育関係者	佐世保市中学校長会	宮原 龍美	大野中学校長
9	保健主事代表	佐世保市保健会保健主事代表	渡 勝則	江上小学校教諭
10	保健主事代表	佐世保市保健会保健主事代表	佐々木 浩子	日宇中学校教諭
11	養護教諭代表	佐世保市学校保健会養護教諭部会	野宮 政子	養護教諭部会会長
12	養護教諭代表	佐世保市学校保健会養護教諭部会	金子 潤子	養護教諭部会副会長
13	栄養教諭・学校栄養職員代表	佐世保市学校栄養士会	井手 まさ子	吉井南小学校 栄養教諭
14	栄養教諭・学校栄養職員代表	佐世保市学校栄養士会	畠中 たづ子	早岐中学校 栄養教諭
15	保護者代表	市P.T.A連合会	森 百合子	市P連副会長
16	消防局	消防局警防課	中尾 和章	警防課長
17	消防局	消防局指令課	西崎 正明	指令課長
18	保健福祉部	保健福祉部関係課	湯村 哲美	健康づくり課長

アレルギー研究部会規約

(設置)

第1条 佐世保市立学校給食における食物アレルギー対策に関する検討を行うにあたり、幅広く関係者の意見を求めるため、佐世保市学校保健会にアレルギー研究部会（以下、「部会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 部会は、佐世保市教育委員会が諮問する事項について審議し、その結果を教育委員会に答申する。

(組織)

第3条 部会は、委員20名以内をもって組織する。

2 部会の構成については以下のとおりとする。

(1) 佐世保市学校保健会構成員代表

医師会、歯科医師会、薬剤師会、小学校校長、中学校校長、保健主事、養護教諭

(2) その他

栄養教諭・学校栄養職員、佐世保市保健福祉部、佐世保市消防局、佐世保市P.T.A連合会

(任期)

第4条 委員の任期は、委員の委嘱を受けた日から第2条の諮問に対する答申をする日までとする。

(部長及び副部長)

第5条 部会に、部長及び副部長をおく。

2 部長及び副部長は、委員の互選により定める。

3 部長は、委員の互選によりこれを定める。

4 副部長は、部長を補佐し、部長が欠けたとき、又は部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 部会の会議は、部長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席により成立する。

3 議事について可否同数のときは、部長の決するところによる。

4 部会は必要に応じ委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明及び資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、佐世保市学校保健会事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、佐世保市学校保健会が別に定める。

附 則

この規約は、平成26年9月3日から施行する。

